平成２５年（フ）第８９８号
広島市南区皆実町６丁目18番17―２号
債務者　神田　正弘
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３９号
広島市安佐南区緑井２丁目28番28―402号
債務者　藤野　舞
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４２号
広島市安佐南区西原４丁目７番22―401号
債務者　原　るい子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４８号
広島市西区己斐中２丁目13番42―201号
債務者　好川　麗
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
徳島県美馬市脇町曽江名170―３、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄638番地
債務者　國永　信行
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第４３号
徳島県美馬市脇町曽江名170―３、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄638番地
債務者　國永三恵子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第４４号
徳島県美馬市脇町曽江名170―３、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄638番地
債務者　國永　聖二
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２５９号
香川県高松市塩上町２丁目13番22号　コート塩上Ⅲ201号室
債務者　酒井　新一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
高知県安芸市津久茂町４番33号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
福岡市城南区荒江団地12番402号
債務者　岸川美枝子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９０号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西７丁目97番地ハイツみずほ101号
債務者　福井　滿
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２１号
福岡市博多区元町２丁目６番１―802号
債務者　武田　里美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５６号
福岡市中央区長浜１丁目４番45―1008号
債務者　田之頭悠司
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６１号
福岡市東区若宮１丁目１番８号
債務者　武谷　啓子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０３号
福岡市博多区下呉服町６番27―811号
債務者　地神　一生
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０７号
福岡県朝倉市堤1079番地１ゆうハイムＢ208号
債務者　藤村　栄治
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０８号
福岡市博多区青木１丁目５番５―303号
債務者　御厨　正人
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部